

横浜市立大学研究・産学連携推進センター設置規程

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 53 号
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 規程第 28 号

(目的及び設置)

第 1 条 横浜市立大学（以下「本学」という。）における研究の一層の推進を図るとともに、その成果を広く社会に還元し市民生活の向上や地域経済の活性化に貢献していくため、横浜市立大学学則第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、本学に研究・産学連携推進センター（以下「センター」という。）を置く。

(所管事項)

第 2 条 センターは次の事項を所管する。

- (1) 産学連携に関すること。
- (2) 研究の推進に関すること。
- (3) 研究に係るリスクマネジメントに関すること。
- (4) URAに関すること。
- (5) その他研究に関すること。

(組織)

第 3 条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、学長が指名する。

(構成)

第 4 条 センターに次の部門を置く。

- (1) 産学連携推進部門
- (2) 研究推進部門
- (3) 研究リスクマネジメント部門
- (4) URA推進部門

2 前項各号の部門には部門長を置き、センター長が指名する。

(職務)

第 5 条 センター長は、センターの職務を掌理する。

2 部門長は、センター長を補佐するとともに部門の職務を掌理する。

(部門)

第 6 条 部門の運営に関する事項は、別に定める。

(会議)

第 7 条 部門間での調整が必要な場合、センター長は部門長会議を開催することができる。

(庶務)

第 8 条 センターに関する庶務は研究推進部において行う。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年規程第53号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第28号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。